

京田辺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金について

1. 京田辺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金について

市は、飼い主のいない猫の増加を抑制し、市民の動物愛護と適正な管理に関する意識を啓発するとともに、人と猫との調和のとれた共生社会の実現と市民の良好な生活環境を保持するため、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術及び耳カット施術に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。当該制度の詳細については、環境課に確認してください。

2. 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金制度の概要

◎ 補助対象者

次のいずれにも該当する団体が補助対象者となります。

- (1) 市内在住者を構成員に含む団体であって、次のいずれかに該当すること。
 - ①代表者が市内在住者である場合 代表者と同一世帯に属さない者がいること。
 - ②代表者が市内在住者でない場合 同一世帯に属さない市内在住者が2人以上いること。
- (2) 補助金の申請日前3年以内に飼い主のいない猫を捕獲し、動物病院等で当該猫の不妊去勢手術及び耳カット施術（以下「手術等」という。）を2件以上行っていること。

◎ 補助金の対象経費

対象猫の手術等に要する費用

◎ 補助金の額

対象猫1頭につき5,000円

（ただし、対象経費の額が5,000円を下回る場合は、その額となります。）

◎ 受付の場所等

- (1) 受付の場所 京田辺市役所 環境課（庁舎3階10番窓口）
- (2) 受付の時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝年末年始を除く。）
- (3) 申請対象の期限 対象猫の不妊去勢手術を行った日から180日以内
（ただし、令和5年4月1日以降に実施された手術等が対象となります。）

◎ 補助金申請に必要なもの

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 活動目的等確認書（様式第3号）
- (3) 補助金の申請日前3年以内に手術等を行ったことが分かる書類又はその写し
- (4) 対象猫の正面を含む全身の写真
- (5) 耳カット施術を行ったことが分かる写真（手術前及び手術後）
- (6) 動物病院等が発行した対象経費に係る領収書又はその写し

【ただし、（1）から（3）までの書類については、同一年度内において既に提出している場合であって、記載内容に変更がないときは、添付を省略することができます。】

◎ 補助金申請にあたっての注意点

- ・要件に当てはまらない場合や、予算の上限額に達した場合は受付できませんので、申請をご検討されている方は、環境課までご相談ください。
- ・不妊去勢手術済みであることを示すため耳カット施術を必ず実施してください。
- ・対象となる猫が飼い主のいない猫であることを十分調査してください。
- ・譲渡可能な対象猫については、終生屋内飼養をする者への譲渡に努めてください。
- ・やむを得ず、不妊去勢手術後の猫を捕獲場所に戻すときは、トイレの設置や餌の適正な管理等周辺環境の美化を図ってください。
- ・不妊去勢手術及び手術後の猫の管理等に関する苦情やトラブル等に対応してください。
- ・猫の捕獲及び動物病院への搬送は申請者で行ってください。

詳しくは、京田辺市役所 環境課（窓口⑩）TEL0774-64-1366へお問い合わせください。